

審 査 基 準

令和 5 年 4 月 1 日作成

| |
|--|
| 法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則 |
| 根 拠 条 項 : 第13条第2項 |
| 処 分 の 概 要 : 駐車監視員資格者証の再交付 |
| 原権者 (委任先) : 京都府公安委員会 |
| 法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項 (再交付申請書への写真の添付) |
| 審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。 |
| 標 準 処 理 期 間 : 14日 |
| 申 請 先 : 最寄りの警察署の交通課 |
| 問 合 せ 先 : 交通部交通指導課駐車管理センター管理係 (電話075-451-9111内線5303) |
| 備 考 : |